

入札結果等の公表に関する実施基準

平成 10 年 9 月 30 日

10 葛総経第 329 号区長決裁

改正 平成 13 年 3 月 29 日 12 葛総経第 445 号
平成 15 年 3 月 26 日 14 葛総経第 402 号
平成 21 年 3 月 31 日 20 葛総契第 335 号
平成 22 年 3 月 17 日 21 葛総契第 736 号
令和 8 年 3 月 13 日 7 葛総契第 909 号

(目的)

第 1 条 この基準は、入札結果等の公表を適正かつ円滑に進めるために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事の契約をいう。
- (2) 設計等委託 調査、測量、計画、設計、監理その他工事に関連する業務の契約をいう。
- (3) 物品買入れ等 物品の売買及び借入れ、印刷製本の請負、委託その他の契約をいう。

(公表対象)

第 3 条 公表対象は、次の項目とする。

- (1) 工事、設計等委託及び物品買入れ等に係る予定価格
- (2) 解体工事を除く工事に係る最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 7 条及び第 8 条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 7 条で定める事項
- (4) その他、入札経過調書又は見積経過調書（以下「入札経過調書等」という。）に記載している事項

(公表方法)

第 3 条 公表は、落札者等の決定後速やかに、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札情報サービス及び契約管財課窓口に、入札経過調書等を掲

示することにより行う。

(公表期間)

第4条 公表期間は、公表を行った日から当該日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年間を経過した日までとする。

(閲覧)

第5条 契約管財課窓口に掲示した入札経過調書等を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

- 2 閲覧場所は契約管財課内とし、閲覧場所以外への書類の持ち出しは禁止する。
- 3 契約管財課長は、次の各号のいずれかに該当する者については、閲覧を禁止することができる。
 - (1) 係員の指示に従わない者
 - (2) 書類を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 他に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

付 則 (平成15年3月26日14葛総経第402号)

この基準は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に実施する入札について適用する。

付 則 (平成21年3月31日20葛総契第335号)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月17日21葛総契第736号)

この基準は、平成22年3月17日から施行する。

付 則 (令和8年3月13日7葛総契第909号)

この基準は、令和8年4月1日から施行する。